

一三世紀フィレンツェのコンタードについて

清水 廣 一 郎

一

イタリア中世都市は領域国家であった。それは集合的な領主権力であり(*civitas sibi princeps*)、無数の村落や農村都市を包含する広大な領域を支配した。イタリアにおいてはムーネの形成は都市と農村の間のきずなの強化を意味する。周辺領域における社会的政治的変動はただちに深刻な影響を都市城壁内部に与えるのであり、周辺領域を除外してはムーネを語り得ない。この都市国家体制とそれ等相互の抗争こそ、その後のイタリアの社会と文化を規定した最も重要なファクターの一つである⁽¹⁾。

周辺領域とは何か。それはどのような拡がり和社会構

成を持っているのか。都市とどのような形で結びつけられているのか。どのような歴史的発展の所産なのか。その重要さにもかかわらず、周辺領域についての研究は立ち遅れており、極めて困難な課題であるといわねばならない。私は以下の小論において、時代と地域を一三世紀中葉のフィレンツェに限定することによって、出来るかぎり歴史具体的な観察を試みたいと思う。

(1) N. Ottokar, *I comuni cittadini del medio evo*, in "Studi comunali e fiorentini," Firenze 1948. E. Sestani, *La città comunale italiana dei secoli XI—XIII nelle sue note caratteristiche rispetto al movimento comunale europeo*, in "Rapports III du XI Congrès International des Sciences Historiques."

政治史のついでに R. Davidsohn, *Storia di Firenze*,

trad. it., voll. 5, 1956~1962. P. Villari, I primi due secoli della storia di Firenze, 4ed., Firenze 1945.

二

皇帝権力及び大封建領主に対する戦の中で、都市の自治権と周辺地域に対する支配権が生まれ拡大した。一一八三年の *Costanza* の和によって北中部イタリア諸都市の公法的地位は定まったかに見えた。⁽¹⁾ しかしそれは結局政治的妥協の産物であり、そこには皇帝対イタリア都市という単純な対抗関係では律しきれないさまざまな複雑な要素がからみあっていた。イタリア都市がすべて自己の都市国家的性格の確立・拡大を志向していたとしても、現実の政治的経済的条件をいかに利用し、そこから最大の利益をひき出すかという点について、それぞれに見通しの差が存在した。従って、南イタリアに具体的な基盤を持つフリードリッヒ二世が、都市に対する積極的介入にのり出したとき、全イタリアはいわゆるグェルフィ・ギベリーニ闘争の波に呑み込まれた。都市はそれぞれ隣接の都市と争い、遠方の都市と手を握った。内部では都市政治を独占しようとするグェルフィ派、ギベリーニ派

の対立が激化した。特に、各都市に直属の *podestà* を配置して、直接支配を行なおうとするフリードリッヒの政策に助けられて、一二四〇年以降ギベリーニの勢力は増大していった。一二五〇年フリードリッヒの死去の年にフィレンツェで生じた暴動と、その結果成立した有名な *Primo Popolo* 体制は、グェルフィ派のヘゲモニー奪回であると共に、都市及び周辺領域の行政区画の整備、それを基盤とする市民軍制度 (*Popolo*) の確立などから知られるごとく、都市国家体制の内的発展であった。⁽²⁾

一二五〇年から一二六〇年にいたるこの *Primo Popolo* 時代にフィレンツェはめざましく発展した。経済的にはフィオリノ金貨の発行に象徴される発展があり、政治的にはピサ、ピストイア、シエナなどに対する軍事行動の成功があった。こうしてフィレンツェは中部イタリアにおける最強の都市としての地位を固めたのであった。

しかし一二六〇年九月シエナ近傍の *Montaperti* における戦の結果、フィレンツェはこの地位から一挙に転落した。シエナ軍、クレモナ、マントヴァ、フェララなどのロンバルディアのギベリーニ派都市からの援軍、シチリア王マンフレディから派遣されたドイツ及び南イタリ

ア出身の騎士軍などの攻撃によって、フィレンツェ、ルッカを中心とするゲルフィ派都市の市民軍、傭兵軍は潰滅したのである。⁽³⁾「こうしてフィレンツェの Popolo vecchio (＝Primo Popolo) は破壊されてしまった。」——ヴィラーニ。その後ゲルフィ派多数のフィレンツェ亡命があり、一二六六年ベネヴェントにおけるシャルル・ダンジュのマンフレディに対する勝利にいたるまで、ギベリーニの市政独占が続くことになる。

ここで取上げる史料 *Il Libro di Montaperti* はこの戦争の記録である。⁽⁴⁾それは一二六〇年二月八日から敗戦の前日同年九月三日にいたる戦争準備、軍事行動の指令、報告、穀物徴集、徴兵の記録などすべてフィレンツェ軍司令部の公式記録であって、敗戦の際に他の戦利品とともにシエナ軍の手中に入り、その Archivio に保存され、のちフィレンツェに返還されたものである。この史料は主として軍事制度研究の為に利用されて来たが、ブレスネルによって周辺領域の社会構成の研究に極めて重要な意味を持つものであることが指摘された。⁽⁵⁾農村関係の史料の刊行と研究が全般的に立ちおけていること、又フィレンツェの周辺領域全体を一応展望し得る刊行史

料は他に求められないということを考えれば、この史料の利用価値は注目されねばならない。なお、この史料は追放されたギベリーニ派の名簿 *Il Libro del Chiodo* や一二六〇年から六六年までのギベリーニ派支配時代にゲルフィ派が蒙った損害の調査書 *Il Libro dei danni dati* と共に一つの史料群を構成するものである。

(1) P. S. Leicht, *Storia del diritto italiano. Il diritto pubblico*, Milano 1950, pp. 228 sgg.

(2) Davidsohn, *Storia*, vol. 2 pp. 509 sgg. Villari, *I primi due secoli*, pp. 165 sgg. 本邦文献として Davidsohn, *Die Popular-Bewegung in italienischen Städten bis zur Mitte des 13. Jahrhunderts*, in "Forschungen zur Geschichte von Florenz," vol. 4, Berlin 1908. G. de Vergottini, *Arti e popolo nella prima metà del sec. XIII*, Milano 1943.

(3) Davidsohn, *Storia*, vol. 2, pp. 662 sgg.

(4) *Il Libro di Montaperti*, per cura di C. Paoli, Documenti di Storia Italiana, Tomo IX, Firenze 1889.

以下 LM を略記する。

(5) J. Plesner, *L'émigration de la campagne à la ville libre de Florence au XIII^e siècle*, Copenhagen 1934.

三

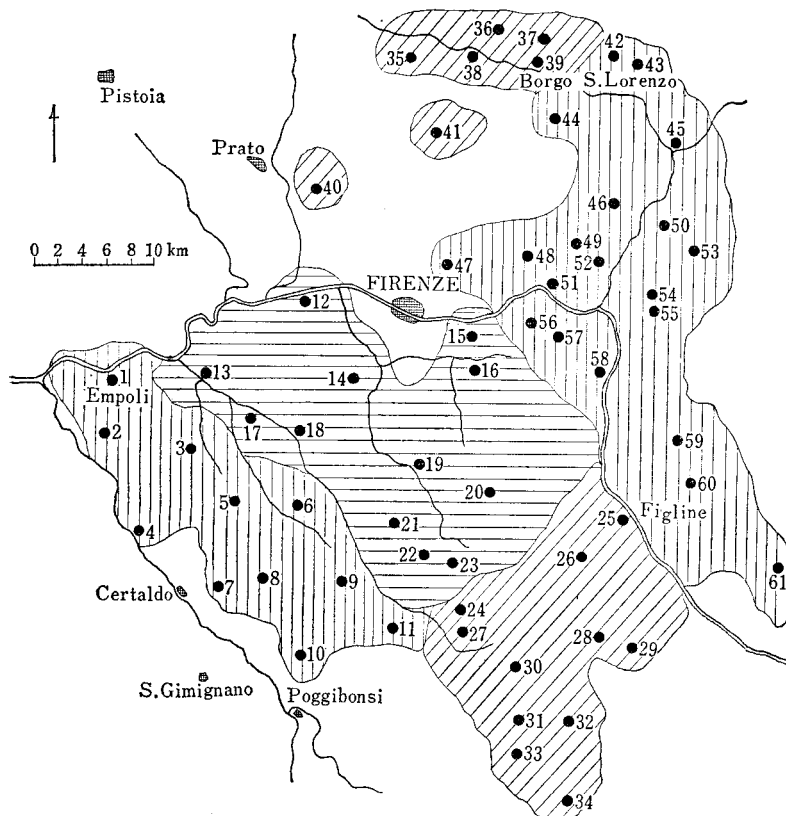
ここで私の問題とする周辺領域とは、史料においても、また研究史においても *contado* と呼ばれているものである。コンタードとは何か。まず通説に従ってその概念を整理しておこう。コンタードはラテン語史料では *comitatus* すなわち「comes の領域」と呼ばれる。しかしそれは都市城壁外の封建領主の支配領域を意味するものではなく、都市と結びついた固有の領域概念である。

現実はその支配力が貫徹しているかどうかはともかく、その範囲内は当然中心都市の支配に服すべきものとされる地域である。それは当時の観念では司教区 (*Episcopatus*) に一致する。司教区はローマの *civitas* の領域を継承したものであり、都市 (*urbs*) を中核とした領域概念としての *civitas* は、司教区制度を通じてムーネ期にまで伝えられたとされる。カロリンガー期の comes の設定もこの *civitas* を基盤としたものであった。⁽¹⁾ ヴォルベが指摘したように、⁽²⁾ 一二世紀には教区制度の再編が行

- | | | |
|----------------------------|---|----------------------|
| 1. Empoli | } | Oltrarno 区 |
| 2. Monterappoli | | |
| 3. S. Maria Coelaula | | |
| 4. Castelfiorentino | | |
| 5. S. Pietro in mercato | | |
| 6. S. Pancrazio | | |
| 7. S. Giorsolé | | |
| 8. S. Lazzaro | | |
| 9. S. Pietro a Bossolo | | |
| 10. S. Appiano | | |
| 11. S. Donato in Poggio | } | Borgo 区 |
| 12. Settimo | | |
| 13. S. Ippolito | | |
| 14. Giogoli | | |
| 15. Ripoli | | |
| 16. Antella | | |
| 17. S. Vincenzo | | |
| 18. S. Giovanni in Sugana | | |
| 19. Poneta | | |
| 20. Cintoia | | |
| 21. Campoli | } | S. Pier Scheraggio 区 |
| 22. S. Piero a Sillano | | |
| 23. S. Cresci | | |
| 24. Panzano | | |
| 25. Figline | | |
| 26. Gaville | | |
| 27. Pieve di Panzano | | |
| 28. S. Pancrazio | | |
| 29. Caviglia | | |
| 30. S. Maria Novella | | |
| 31. S. Giusto | } | Duomo 区 |
| 32. Spaltenna | | |
| 33. S. Polo in Rosso | | |
| 34. S. Marcellino | | |
| 35. S. Giovanni in Petroio | | |
| 36. Fagna | | |
| 37. S. Giovanni Maggiore | | |
| 38. S. Piero a Sieve | | |
| 39. Borgo S. Lorenzo | | |
| 40. Calenzano | | |
| 41. Vaglia | } | S. Piero 区 |
| 42. Padule | | |
| 43. S. Stefano | | |
| 44. S. Cresci in Valcava | | |
| 45. Dicomano | | |
| 46. Acone | | |
| 47. Fiesole | | |
| 48. Monteloro | | |
| 49. Doccia | | |
| 50. Castiglione | | |
| 51. Remole | } | |
| 52. Montefiesole | | |
| 53. Pomino | | |
| 54. Diacceto | | |
| 55. Pelago | | |
| 56. Villamagna | | |
| 57. Miransú | | |
| 58. Rignano | | |
| 59. Cascia | | |
| 60. Scò | | |
| 61. Gropina | | |

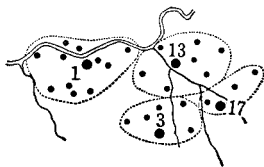
(77) 一三世紀フィレンツェのコンタードについて

フィレンツェのコンタード



この図は 1260 年におけるフィレンツェの支配領域を示したものである。ただし、S. Pancrazio 区は史料 LM に欠除しているのでこの図には示されていない。

●は各教区 (plebs) の中心 (populus plebis) の所在地、これを中心として周囲数キロメートルの範囲内に数個から十数個の小教区 (populus) が散在している。その様子は別図に示した。



別図 (コンタード西端部分)

- 各教区 (plebs) の中心 (populus plebis)
- 小教区 (populus)
- 同一の教区に属する小教区を適当に囲んだものであって、境界線を示すものではない。

なわれ、従来の *castello* が *civitas* に昇格した例も決してまれではないのだから、単純な連続説は否定されねばならないが、司教区の範囲内は当然その中心である司教座都市の世俗的支配権（伯権力）に服すべきものであるという観念が実在したことは疑いない。こうしてローマネ期にはコンタード征服は都市の当然の権利であるとされた。都市が近隣の都市を征服併合した場合、その領域は決してコンタードとは呼ばれず、*districtus* と呼ばれた。ここに特殊な領域概念としての一端が窺われるであろう。

コンタードが司教区として意識されていたように、コンタード内部の単位もまた教区であった。フィレンツェ市内は周知のごとく六区 (*sextus*) に分けられていたが、コンタードもそれに従って分割され同じ名称が与えられている。たとえば *Sextus Porte Domus (Civitatis)* には *Sextus Porte Domus Comitatus* が対応する。コンタードの各 *Sextus* は教区 (*Plebs*) に、更に小教区 (*populus*) に分けられる。⁽³⁾ ただしフィレンツェ市内は全体が *plebs* に相当する教区をなしていたので、*sextus* の下部単位は *populus* であった。 *plebs* は多くの場合地名で、*populus*

は土地の小教会の名で呼ばれた。この区分が単なる宗教上の区画ではなく、世俗的社会生活において現実に機能し、都市・コンタード関係において極めて重要な意義をもっていたことに注目したい。

まず *plebs* は軍事組織であった。シエナとの戦にあたってフィレンツェの *capitanei exercitus* は、コンタードの居住者すべてが兵としてまた物資の調達にあたって協力すべきことを命令した。各 *plebs* は旗とテントを準備し、自治的に選出した *capitaneus* のもとに行動することが要求された。⁽⁴⁾ またコンタード周辺部にあつて当時まだ一応の自立性を保っていた小ローマも同様な軍を作り、フィレンツェから派遣された *vicarius* 或は隣接の *plebs* の *capitaneus* の指揮に服することが要求された。⁽⁵⁾

第二に *plebs* 及び *populus* は徴税の単位であった。都市が城壁外で徴集する税は初期においては *datum* または *accatum* と呼ばれ、従属民に二六 *denarius* 自由人に一二 *solidus* を課すものであった。⁽⁶⁾ トスカナでは一二世紀後半から史料にあらわれる。一三世紀に入ると、これに代つて *libra* 又は *lira* と呼ばれる資産評価にもとづく税が、まず都市内において次いでコンタードに普及

するようになる。各戸について相対的な租税負担能力の査定が行なわれ、金額 (*libra*) で表示される。これにもとづいて課税が行なわれる。たとえば *libra* について納税額五 *denarius* という形で課税されるため *libra* と呼ばれるものである。しかし実際上は次のような方法で課税額の決定が行なわれた。まずコムーネの貨幣必要額が算出され、次いでそれをもとにしてコムーネ全体の *libra* 額が決定される。人口規模や経済状態を考慮の上、それが都市とコンタードに、次いで各 *sextus* に、更に各 *plebs* から *populus* へと配分される。この段階において各戸に対する *libra* の割当は自主的に決定されるが、各 *populus* は *libra* の総額について共同責任を負う。⁽⁷⁾ この場合教区は租税共同体の意味を持っていたのである。この関係は、シエナ南方のゲルフィ派小都市モンタルチーノ救援と軍糧確保のための穀物徴集の台帳 (*LM* 第二部) において、はっきりと認められる。これについては次に検討することにした。

またコムーネのギルド組織アルテについては、すぐれて寡頭制的な構造をもち、厳しいギルド規制がコンタード全域にわたって適用されていたことが指摘されている

が、この規制も教区団体を利用して行なわれていた事例が認められる。⁽⁸⁾

以上からコムーネは各 *populus* に対し共同体的な機能の発揮を期待し、教区を通じてコンタードを把握するという一貫した政策意図を持っていたことが認められる。都市とコンタードは教区制度を公的なチャンネルとして結びつけられており、教区は実際にその機能を果たしているように思われる。⁽⁹⁾ それでは教区とは一体何だろうか。

コンタード居住者の現実の社会生活において教区とは何を意味するのだろうか。次にその内的構造を明らかにしなければならぬのだが、そのためにまず教区の地理的な拡がりと分布状況を検討することが必要である。それによっておのずからコンタードの範囲を明らかにされるはずである。

このための史料としては前述の穀物徴集台帳を利用する。これにはコンタードの各 *populus* の代表者 *rector* の名前、穀物の供出を約束した量、保証人の名前が記載されている。コンタードの六区のうち *Sextus Porte Sancti Pancratii* の全部と、*Sextus Porte Domus* の一部が欠除しているが、コンタードのほぼ全体を展望すること

が出来る。史料はまず、コンタードの *Rectores Populorum et Communium* が自分達の *Populus, commune* を代表し、フィレンツェの *Commune et Populus* を代表する役人に対し、モンタルチャーノ救援のために良質の穀物を提供すること、それをフィレンツェ軍の陣営に運ぶことを誓約するという趣旨の序文があり、続いて次のとき形式で記載されている。

Plebatus de Empoli

Die martis XXo iulii

Pierus Rinieri, rector populi Sancti Iacobi de Bagnolo, staria xiii grani. Pro quo fidelissit et promisit dominus Tanus Rugerii populi Sancti Miniatii tra le Torri.

以下この *plebs* に属するすべての *populus* について同様の記載があり、次の *plebs* に移るといふ形になっている。

この史料にあげられている *plebs* は計七六、*populus* は六一〇である。G・ヴィラーニは一二五〇年当時フィレンツェのコンタードは九六教区に分かれていたとしているので、*Sextus Porte Sancti Pancratii* の欠除を考えれば、他の五区の、少なくとも *plebs* についてはほぼ完

全に記載されていると考えることが出来る。さて、これらの名称を地図上に求めるといふ操作を行なった結果、これらの *plebs, populus* 名のうちかなりの数が現在でも小集落名として残っていることが認められた。地図上に確認される *plebs* は六三、*populus* は二八一であり、前者は九割弱、後者でも五割近くが存続していることになる。⁽¹⁾ この操作の結果大要次のとき結論が得られる。

(1) *plebs* は大体数個から十数個の *populus* から成る。

(2) *plebs* の範囲は普通さしわたし五・六 km 程度であり、その中に *populus* が散在している。

(3) *plebs* の中心 (*populus plebis*) があつた場所は、現在でも多くの場合比較的大きな集落乃至農村都市である。

(4) 現在の行政区画とはあまり関係がない。

(5) 現在の主要な集落は多く谷間、川の畔に作られた街道に沿って存在しているが、一三世紀の名を残している集落はむしろ小高い地点、丘の上などに散在している。

(6) フィレンツェは都市とコンタードを合せて二五万 ha をこえる広大な地域を支配していた。これは東京都や神奈川県よりも広い領域である。

さて結論から先に述べてしまうことになるが、私はこれらの *Populus* が現在の地図が示すのと全く同様にそれぞれ集落であったと考える。研究者達も教区が洗礼堂を中心とする共同生活の場としての集落であり、農村共同体を形成していたという点については一致している。農村共同体の形成にあたって教会の存在がどのような寄与をなしたか、という点に論議は集中してきた。ただしこの場合の農村共同体 (*comune rurale*) という概念自体は極めて漠然としたものにすぎないのであるが⁽¹³⁾。

コムーネ期における農村の定住様式については次の二つのタイプが区別されている。すなわち、城壁乃至柵をそなえた防備村落・農村都市としての *castello* と、城壁を持たない *villa* である。

フィレンツェのコンタードには多数のカステッロが存在した。ダヴィドゾーンは一二〇〇年頃には二〇〇⁽¹³⁾をこえるカステッロが史料に認められるとしている。このカステッロが一般に信じられていたような領主の城砦ではなく、集落の一形態であるということについてはすでに早くヴォルベが指摘したところであり、その後F・シュナイダーと続いてプレスネルによって、それぞれ異なっ

た方向にはあるが研究が進められた⁽¹⁴⁾。以下主としてプレスネルに従ってカステッロの内部構造を見ておきたい。

まず領主の私的城砦は史料においても *rocca* (*aux*) と呼ばれ、カステッロから峻別される。カステッロは城壁によって囲まれ、中には完全な従属農民から *allodium* 所有者、更に領主的存在にいたる身分的経済的に様々な人々が生活している。多く丘の上に存在し、中央を道路が走り、広場と教区教会を持つ。周辺の農民の集まる市がそこで開催され、若干の手工業も行なわれた。人口増大の結果として人家は城壁外にも建てられ、濠によって囲まれていることも多い。又行政的にもカステッロはしばしば周辺のいくつかの小集落ヴィラを統合する中心地であった。このようにカステッロは多く農民が居住しているとはいえ、都市としての性格を持っていた。事実都市と呼んで一向にさしつかえないようなカステッロが存在した。中世イタリアにおいては *città* (*civitas*) の概念は常に司教座の存在と結合していた。したがってカステッロが商工業の中心となり、人口規模が極めて大きくなったとしても、司教座が設けられないかぎり依然として

カステッロと呼ばれていたのである。たとえばフィレンツェの南西、ヴォルテッラ領内のサン・ジミニャーノのごとく、戸数一千戸を越え、領主たるヴォルテッラ司教の権力から完全に独立しているようなカステッロすら存在した。⁽¹⁶⁾ フィレンツェのコンタード内ではカステルフィオレンティーノ、チエルタルド、ボルゴ・サン・ロレンツォなどが都市としての性格の濃いカステッロである。ただしプレスネルが指摘しているように、サン・ジミニャーノのようなカステッロの規模はあくまでも例外的なものであり、コンタード各地に散在しているカステッロの大部分ははるかに小規模であった。たとえばバッシニャーノは七、八〇戸、モンテフィカッリは四、五〇戸と推定されている。⁽¹⁶⁾ 後に述べるごとく、コムーネが *Populi* として把握しているものが実体的にはカステッロである場合がかなり認められるのであるが、穀物供出量が人口規模を反映していると仮定するかぎり、バッシニャーノよりも小規模なものはるかに多いように思われる。⁽¹⁷⁾ これらにおいては農民集落の性格が圧倒的であったと考えられる。

カステッロの規模に大きな差があるようにカステッロ

の起源もまた多様である。伯その他の封建領主、司教あるいは修道院を中心として形成されたもの、皇帝が重要な戦略拠点に直接建設したもの、都市コムーネの手になるものなど。⁽¹⁸⁾

特に注目しなければならないのは、カステッロ居住者が城壁の維持保全について義務を負わされている一方、多くの権利と自立性を保持していたということである。一二三三年フィレンツェはコンタード全域にわたって、徴税 (*datium*) の基準とするべく住民の身分関係についての調査を行なった。フィレンツェ南方十数 *km* に位置するカステッロ、バッシニャーノについてその記録が残っている。⁽¹⁹⁾ この史料には聖職者を除く成年男子七八名(多分六九家)の名前と身分が記されている。それを整理すると次のごとくである。

- | | |
|-----|--|
| 五五家 | <i>factaiolus perpetuialis</i> (うち五一家は <i>fidelis abbatie de Pasignano</i>) |
| 五家 | <i>factaiolus</i> |
| 一家 | <i>homo abbatie de Pasignano</i> |
| 一家 | 修道院に <i>pensio</i> を支払っているもの |
| 六家 | <i>miles pro comuni Florentie</i> |

一家 miles nobilis

すなわち大多数を占める五一家が領主である修道院の *fidelis* として、また一家が *homo* として記載されている。しかし彼等の領主に対する従属関係は、多くの権利を自己の手に保持していたという点において、極めて特異なものであった。たとえば一二三三年の *fidelis* の一人 *Luchese di Arrigo* は、一二五五年になって修道院に若干の土地、カステッロ内の三軒の家、城壁と濠についての昔からの権利などを売却している。とくに土地をその土地に対する自分の権利とともに (*iure proprio*) 売却していることに注目しなければならぬ。そのほかにも、土地や家などの資産を *jus omne, dominium, proprietas ac possessio* などとともに譲渡している例は少なくない。⁽²⁰⁾ すなわち彼等はカステッロ内で固有の権利を保持していたといえるであろう。

同様なことが農地についても認められる。一三三〇年頃このカステッロには修道院に定額の貢租を支払う五〇の農地 (*podere*)⁽²¹⁾ が存在した。その半数が修道院の私有地であり、半数が農民の *patrimonium* と呼ばれるものであった。まず前者について見れば、農民は短期小作契約

を結んだうえでこの土地を耕作しており、修道院側からは *laboratores* と呼ばれている。地代は極めて高率であり、最低のものですら大麦一 *moggio* 六 *stajo*、銀貨四〇 *libra*、薪、肉、卵などを支払っており、小麦一七 *moggio* を支払うものすらあった。平均六 *moggio* 程度と推定される。四例は折半小作契約を結んでいる。後者については、農民は世襲的にその土地を耕作し、領主には極めて小額の貢租を支払うだけであった。一例だけは小麦一 *moggio* 以上の支払いを行なっているが、平均して一 *stajo* 程度であった。土地の広さや肥沃度などとの関連において問題は多いが、相対的な値としては役立つであろう。すなわち両者の間には貢租について著しい差が存在したことは疑いない。

ところが五〇年程さかのぼった一二八四年の史料によれば、このように高率の地代を課される短期小作地は一切なく、六〇以上の *podere* のすべてが小額の貢租を支払っていた。半数近くが一〜四 *stajo* であり、二例だけが二〇 *stajo* 以上であった。一方残存している徴税台帳 (*libra*) から、一三〇八年から一三一四年にかけて修道院は多くの農地を次々に買入れ、*laboratores* に耕作せし

めたことが知られる。つまり修道院が一三世紀中葉以降カステッロ内の土地、家を買入れて行ったのと全く同じ過程が農地についても見られるのである。

これを根拠としてプレスネルは、カステッロ居住者の地位が本来自立的であったこと、それらのうちのあるものが後に *laboratores* 化して行ったことを推測している。

——カステッロ居住者は極めて特異な立場にある。少なくとも一三世紀までは彼等は経済的に自立し、家や土地に対して事実上所有権を保持している。それにもかかわらず彼等は領主の *fideiis* と呼ばれ、自分の *patrimonium* についても少額の貢租を支払っている。このような経済的自立と法的従属の結合こそカステッロ住民の特徴である。この従属的性格は築城権と裁判権の問題に関係があり、自立的性格はカステッロ建設の事情と関係がある。

本来カステッロの建設は中小土地所有者、自立的農民の力によるところが大きかった。貴族が自らのイニシヤティブによってカステッロを建設し、全住民を完全に従属せしめているように見えるかも知れない。しかし、それには住民側の自己防衛の要望と団結が先行するのである。カステッロは公権力の機関として常に觀念された。

カステッロ建設の認可はレガリアに属する。こうしてカステッロの領主層は住民と上級権力を媒介するものとして登場する。彼はいわばカステッロ居住者の《通訳》なのであり、居住者はそのかぎりで領主に従属するのである——

このような解釈においてプレスネルは、中世イタリアにおける自立的農民の存続とコミュニネの形成にあたって彼等が果たした重要な役割を強調したヴォルペ説を継承しているといえよう。⁽²²⁾

ルツァットもマルケ地方の一カステッロ、マテリカの構造を検討したその古典的研究において、住民の農業経済上の必要と領主側の軍事的・財政的必要とが相まってカステッロの建設が行なわれたとしている。⁽²³⁾ プレスネルの場合には建設の主体は比較的均質な自立的農民層と考えるのであるが、ルツァットは農奴または託身者などを従えた自由人、すなわち騎士的な富農層を主体と考える。彼等は *castellani* と *boni homines* と呼ばれ、一五人から二〇人の集団を形成して領主との間に *livello* 契約を結び、それによってカステッロ建設に従事する。彼等はカステッロ内に家を建て居住する義務を負い、領

主に定額収入としばしば軍役奉仕を保証する。家や土地を譲渡する権利を持ち、この点で領主の権利は先買権に限定される。後に *nobles*, *milites* と呼ばれたのは実に彼等なのであった。彼等は同じ条件をもって新たな *scallani* を集め、経済力を向上させ、ムーネを形成し、周辺に対する支配力を増大させて行く。まずカステッロ内での徴税権を獲得し、それを周辺部にも拡大する。一方かつての領主（伯）は分割相続の結果とカステッロ内に居住していないという事情が相まって、次第にカステッロに対する発言力を低下させて行く。遂にはカステッロ住民となり *consoli* 又は *podestà* としてムーネの政治に参加するに至る。カステッロ内部でもそれとともに *nobles* と *populares* との対立が激化して行く。これはまさに都市ムーネの自立化とコンタード征服をとまなう拡大の過程そのままであるといえよう。

現在の研究段階において、カステッロの社会構造について性急な結論を下すことは出来ない。プレスネルの強調する住民の自立的性格が本来的なものか、あるいはカステッロの社会的変質のうちに形成されたものか断じがたい。⁽²⁴⁾ カステッロの規模には著しい差があるうえに、領

主権力の性格や社会経済的な条件の影響も極めて大きいと思われる。多くの臣下と軍事力を持つ封建領主（たとえば *conti Guidi*, *conti Alberti*）が実際に居住し、直接支配を行っていたカステッロにおいては、住民の自立度は低かったと考えられる。逆に代官や *vassallo* の統治下のカステッロ、あるいは複数の *castellani* との契約によって作られたカステッロにおいては、領主の規制力は弱かったであろう。いずれにせよ、結果的にはコンタード各地のカステッロの領主権が次第に都市ムーネの集会的領主権の中に吸収されて行くことは周知のごとくである。この問題の解決のためには今後の地域史研究の発展をまたねばならないのであるが、さしあたって、(1) カステッロは城砦でなく農民的集落の一形態であること、(2) 領主的存在から従属農民に至るさまざまな階層のものが居住する複雑な社会であること、(3) その内部においては秩序が形成されていたこと、などの点については認めることが出来る。

私は、前述の穀物徴集台帳において *populus* として表現されているもの、すなわち都市のコンタード支配における行政区画は、実体的にはこのようなカステッロを

はじめとする集落ではなかったかと考える。LMその他の史料からはフィレンツェのコンタードの *populus* 六一〇のうち約一割がカステッロであることが推定される⁽²⁵⁾。更にこれらの史料におけるカステッロへの言及はむしろ偶然的なものであるから、より多数がカステッロである可能性を考えることが出来よう。たとえば *Sextus Ultharni* の *Plebatus Sancti Pancratii* においては一六 *populus* のうち六が、また *Plebatus Sancti Appiani* においては八 *populus* のうち三がそれぞれカステッロである。特に規模の大きい *populus* はほとんどがカステッロだったのではないだろうか。勿論このことは、小規模のカステッロやヴィラと呼ばれる小集落が多数存在していたことを否定するものではない。

ここでこの章での結論を要約しておこう。フィレンツェはコンタードを教区制を通じて支配していた。教区の下部単位は *populus* と呼ばれ、宗教面だけでなく軍事や徴税その他世俗生活の各方面にわたって秩序を形成していた。実地的には特にカステッロに代表されるような集落であった。このようなコンタードの *populus* と都市との結合関係を検討することが次章の課題となる。

- (1) P. Santini, Studi sull'antica costituzione del comune di Firenze in "Archivio Storico Italiano" 1895 ~1903. 特^ニ Contado e politica esteriore nel sec. XII, I, 1900. Davidsohn, Storia, vol. I, pp. 129, 155, 165, 503. Sestani, La città comunale, pp. 84 sgg.
- (2) G. Volpe, Medio Evo Italiano, Firenze 1961, p. 165.
- (3) *populus* は一般に^ニ 堂^ニ 相当する。その概念は法廷を指す。G. Mengozzi, Il comune rurale del territorio lombardo-tosco, in "La città italiana nell'alto medioevo," Firenze 1951, pp. 384 sgg.
- (4) LM, I 47 (p. 41), I 36 (p. 37)
- (5) LM, I 66 (p. 52)
- (6) B. Barbadoro, Le finanze della Repubblica Fiorentina, Firenze 1929. E. Fiumi, L'imposta diretta nei comuni medioevali della Toscana, in "Studi in onore di Armando Sapori," vol. I, Milano 1957.
- (7) Plesner, L'émigration, p. 160. Ibra の決定の際に^ニ *populus* の教会の鐘に^ニ 全住民が集められ^ニ 直接にあるいは委員を選出した^ニ 各戸に^ニ ついての負担額が決定された。Barbadoro, Le finanze, pp. 97 sgg.
- (8) A. Doren, Le arti fiorentine, trad. it. vol. I, pp. 167 sgg.
- (9) LM の随所^ニ *plebatus vel universitas* など^ニ *commune seu universitas populi* などの表現が見られる。

各 *plebs* には *sindicus*, *populus* には *rector* と呼ばれる代表者が存在し彼を中心として共同生活が営まれていた。Davidsohn, *Storia*, vol. 1, pp. 470 sgg. vol. 5, pp. 355 sgg. 最近 *plebs* を *comune rurale* の *statuti* が刊行されたのはじめて。しかしこれはほとんど都市のコンタードに対する支配が貫徹するようになった一四世紀のものである。Statuti dei comuni di monastero S. Eugenio, Montetriggioni e Sovicille, a cura di G. Prunai, *Fonti sui comuni rurali toscani*, I, Firenze 1961. それによれば主穀生産のほかにブドウ、オリーブの栽培がさかんに行なわれ土地の私有の観念は極めて強かった。畑は多く生垣によって囲まれておりそれを犯すことは固く禁じられていた。共同耕作や土地の割替えの習慣はなかったように思われる。カステッロを中心とするいくつかの集落が民事裁判区画を構成していた。

(10) LM, II 1 (p. 104). *Il plebano* の *stato* は 24. 36 l. 二區 *stato* づつ *moggio* とある。

(11) 使用した地図は Istituto Geografico Militare 発行の二十万分の一“Firenze”と十万分の一“Firenze”はか四図である。同名の土地が多いので同一の *plebs* に属している *populus* が二つ以上近くに発見される場合に限定した。

(12) Mengozzi は連統説的な立場をとり教区教会の存在の重要性を強調し *civitas* と *comitatus* の連統性だけでなく *pagus* と *plebs* の連統性をも主張する。これに対し

Caggese は社会経済史的な立場から教会の影響を二義的なものとみる。R. Caggese, *Chiese parrocchiali e università rurali*, in “*Studi Storici*,” vol. 20, Pisa 1911 ~ 12. Volpe は *plebs* Caggese 同平註 *Medio Evo Italia* no, pp. 143 ~ 188.

(13) Davidsohn, *Storia*, vol. 1, p. 451

(14) F. Schneider, *Die Entstehung von Burg und Landgemeinde in Italien*, Berlin 1924. Zur sozialen Genesis der Renaissance, in “*Wirtschaft und Gesellschaft*, Beiträge zur Ökonomik und Soziologie der Gegenwart, Festschrift für Franz Oppenheimer zu seinen 60. Geburtstag,” Frankfurt a. M. 1924 註 1 著者の要約である。

(15) E. Fiumi, *Storia economica e sociale di San Gimignano*, Firenze 1961.

(16) Plesner, *L'émigration*, pp. 41, 42, 73.

(17) 六一〇の *populus* を穀物供出量に従って分類したのが次の表である。カッポ内は *populus* のうちカステッロと推定されるもの。

穀物供出量 (単位 <i>stato</i>)	<i>populus</i> の数
1~10	424 (25)
11~20	112 (13)
21~30	39 (5)
31~50	21 (6)
51~70	6 (3)
71~	8 (5)

なおベンシニャーノの供出量は三六 *stato* であり比較的多いグループに属する。最も多く供出しているのは例外なくカステルフィオーレンティノー、チエルトアルドなどの農村都市である。

- (18) 皇帝が建設したものとてはシッタウフナーのイタリア政策の一拠点 San Miniato al Tedesco が有名である。都市ローマーネによるカステッロ建設はほとんど一三世紀中葉以降。
- (19) Documenti dell'antica costituzione del comune di Firenze, per cura di P. Sarti, Documenti di Storia Italiana, Tomo X, Firenze 1895. pp. 403~406. Plesner, L'émigration, pp. 73 sgg.
- (20) Plesner, L'émigration, p. 19 N. 32.
- (21) podere は一対または二対の役牛によって耕作されるだけの広さをもった農地である。面積に大小があるが、一二戸程度と考えられる。Fiuni, S. Gimignano, pp. 129~130 を参照。なお以上の叙述は Plesner, L'émigration, pp. 79 sgg. に依る。
- (22) ヴォルムはカステッロが本来自由農民の避難所として作られたと考える。Medio Evo Italiano, pp. 155, 165 sgg. なおブレッセルはシュナイダーの業績を高く評価しているが、カステッロ住民の自由と公権力の関係についてはすでに見たように逆の見解をとっている。
- (23) G. Luzzatto, Le finanze di un castello nel sec. XIII, in "Vierteljahrsschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte," vol. 11 1913.
- (24) フィュームは一三世紀前半の fidelis 中には税負担軽減のために自ら fidelis 身分を維持している例があることを指摘している。Fiuni, Fioritura e decadenza dell'e-

conomia fiorentina, II, in "Archivio Storico Italiano" 1958 pp. 489 sgg.

- (25) LM のほか II Libro dei danni dati を利用した。この史料の内容については次章で検討する。次のような記載がある場合には一応カステッロと推定した。(i) populus castri et burgi Castri Fiorentini (ii) populus Sancti Laurentii de Castelvecchio (iii) populus Sancti Iacobi castri de Viko ただし例(ii)のように地名化している場合にはこの当時実際カステッロであったかどうか疑問の余地がある。合計五七をカステッロと推定した。
- (26) 註(17)の表を参照。

四

コンタードの各 populus には rector と呼ばれる代表者が存在し、それを中心として村落の共同生活が営まれていたことはすでに見たごとくである。都市ローマーネの側でも rector の規制力を通じて populus 内部に支配力を及ぼすことが出来たと考えることが出来よう。しかし rector が果たしてそれぞれの populus を完全に把握するだけの力と地位を持っていたのか、都市とコンタードをつなぐ唯一のくさりの環であったかという点については疑問がある。

これに関連して前述の穀物徴集台帳においては、*rector* の誓約に続いて必ず第三者が保証を行なっているということに注目したいと思う。Pro quo *fideiussit et promisit dominus Tanus Rugerit*.....

fideiussio は債務の履行について保証を行なうことであるが、その実体的な内容すなわち保証行為にともなう義務についてははっきりしない。この場合のように、公法的な問題にも適用される幅の広い概念であったように思われる。次のごとき事例がある。

(1) 一二五一年ヴォルテッラ司教は、軍費調達のためにサン・ジミニャーノの金融業者から七〇〇 *lire* の借入れを行なった。その際に七名のサン・ジミニャーノ居住者が保証人となった。彼等は四年後に、所定の期限に返済が行なわれなかったために、保証人として司教の借入れ金の一部及び違約金を支払わねばならなくなったとして、ポデスタに訴えている⁽¹⁾。

(2) 一二四四年 Iacopo di Massese di Passignano は、村落 Poggio al Vento 居住者(二八名)のフィレンツェに對する納税(*datium*)についての保証人として、ピサ貨二 *lire* 一〇 *solidi* 十 *denari* をカムーネの *camerarius* に

支払った。これは次年度の税を前納するものであり、そのために一人あたりの税額二六 *denari* から四 *denari* の割引が行なわれた⁽²⁾。この場合は、保証が個人ではなく村落民全体について行なわれていること、実際に保証人が全額を前納していることに特徴がある。断片的な史料であるので具体的な徴税のシステムは不明であるが、あるいは保証人の側においても何等かの金銭上の利益の可能性(たとえば貸付け乃至徴税請負)があったのかも知れない。なお割引率は約一五%である。この村落は保証人の出身地パッシニャーノのすぐ傍の *populus* であり、本来同じ領主パッシニャーノ修道院に属していたということに注意しておきたい。

(3) 一二八一年フィレンツェ市内及びコンタードの豪族は、都市の平和状態を乱さないことを誓約し、更に二〇〇〇 *lire* の保証金をカムーネ当局に提出することが要求された。同様に一二八〇年のいわゆる「ラティーン枢機官の平和令」においても、ゲルフィ・ギベリーニ両派から保証人を選出することが定められている。この場合には支払保証は行なわれていない。いずれの場合においても「保証」は極めて政治的な意味を持っていた⁽³⁾。

さて、問題の穀物徴集の場合はどうかであろうか。たとえ戦時とはいえ小量の穀物を徴集する際になぜ保証人が必要なのであろうか。このような煩瑣な手続きは何を意味するのであろうか。残念ながら史料は保証の内容については全く語っていない。そこで以下においては、保証人の存在形態を検討することを通じて、コンタードの社会構成を把握するための手がかりを求めたいと思う。

(1) 六〇〇人以上の保証人の名前を通覧してまず気がつくのは、姓名の前にしばしば *dominus* の敬称が付されていることである。*dominus* は周知のごとく *miles* 又は *index* に対して与えられる称号であり、コミュニネにおける最高の敬称であった。

(2) *Adimari*, *Cavalcanti* *Visdomini* などのちの豪族の名が見られる。

(3) 職業名が並記されているのは全体の四分の一程度であるが、ほとんどが *notarius* である。その中にはこの頃外交交渉に活躍していた *Burnetto Latini* の名も見られる。⁽⁴⁾

以上三点から保証人の社会的地位の高さを推察することが出来る。

(4) ほとんどが都市居住者である。これは今後の重要な論点となるので少し説明しておきたい。保証人にはほとんどの場合に居住する *populus* の名が付されている。⁽⁴⁾ *Goccicus Donosdei populi Sancte Felicitatis* のごとく。この *populus Sancte Felicitatis* はコンタードではなく、フ

イレンツェ市内 *Sextus Ultrarni* に存在する。LM 第一部にはコミュニネの決議、指令などが集められているが、そこには市内の *populus* についての言及が多い。ここからこれらの *populus* が市内に存在すること、したがって保証人が都市居住者であることが推定される。*populus* の名が付されていない場合も若干ある。これは主として *Agli*, *Adimari*, *Cavalcanti* などの有力な家に限られている。特に有力なため *populus* の名を付して識別する必要がなかったであろう。

以上から、コンタードの *populus* に何等かのつながりを持つものが都市内に居住し、コミュニネに対し穀物徴集についての保証を行なっているという結論が得られる。それではそのつながりとは何であろうか。これはコミュニネの社会構成全体にかかわる大問題であり、それを実証的に検討して行くという操作は、史料の不足と相まって

現段階では極めて困難である。しかし若干の手がかりがない訳ではない。二つの点を指摘しておこう。(1)保証人(都市居住者)のうちには、自分が保証を行なっているコンタードの *populus* 内に家を所有している例がある。(2)都市居住者ではあるが保証を行なっている土地の名を自分の姓としている例がある。

まず第一点から見よう。前にも触れたように、本稿の主たる対象とした史料 LM とともに一つの史料群を構成するものとして、一二六七年の II Libro dei danni dati⁽⁵⁾がある。これは、ギベリーニ支配時代(一二六〇年～一二六六年)にグェルフィ派が蒙った損害をのちになって調査、記録したものである。都市及びコンタードの六区について、それぞれ破壊された物件、地名、所有者、四至、損害査定額(*libra*)の順に記載されている。

Invenerunt unam domum fuisse destructam tempore dicti exitus, in pop. S. Felicitatis Dom. Gianni Rodulfi, cui i via. ii & iii. Ianni Rimberti. iii) flumen Arni. Damnum eius extinaverunt.....lib. 300.⁽⁶⁾

この史料のコンタードの部分をすで見えて来た LM 穀物徴集台帳と対照させることによって、保証人がその *po-*

pulus 内に家を所有している例を一七例発見することが出来た。たとえば *populus plebis de Ripolis* の保証人 *Lapus quondam domini Gianni Malaspine* は同 *populus* に一軒の家を所有している⁽⁷⁾。また *populus Sancti Leonardi de Roffiano* (*plebatus Sancti Cresci de Montefcelli*) の保証人 *Tancredi notarius f. Renaldi Guidi de pop. Sancte Lucie de Magnolis* の父すなわち *Rinaldi quondam Guidi de Roffiano* はその *populus* に他の二名と *turris* を共有している⁽⁸⁾。全体から見れば極めて僅かな例にすぎないのであるが、これは止むを得ないところと思う。保証人がグェルフィ派の有力者であり、コンタードに家を所有し、しかもそれがギベリーニ派の手によって破壊されるという三条件がたまたま揃った場合にのみ、この史料に現れて来るからである。たとえコンタードに農地を持っていたとしてもそれは破壊の対象とならず、したがって史料に現れない。この史料に記録されているのは *domus, palatium, turris, capana, molendinum* に限られている。保証人のコンタードの *populus* における土地所有はるかに多かったと考えたい。

第二点については次のごとき例をあげるだけで十分で

あつて。populus plebis Antile の保証人……Giunta de Antilla q. Ianni populi Sancti Romuli, populus Sancti Stephani de Monteficalli の保証人……Filippus q. dom. Beni de Monteficalli populi Stephani ad Ponte.⁽⁹⁾

当時「姓」はいまだ固定しておらず、(1)その家のものが代々名のある名前、(2)出身地名、(3)職業名、などが固定化し姓に転化した。この場合の保証人がその populus 出身の都市居住者であるということについては、まず間違いないであろう。

コムーネにおける都市・農村関係についての古典的画像、すなわち都市による封建領主の征服と農奴層の都市への逃亡というヴィラリ、サルヴェミニの見解がオットカール及びプレスネルの研究によって厳しい批判を受けたことについては、すでに周知のごとくである。⁽¹⁰⁾ プレスネルが見事に実証したごとく、コンタードから都市へ、まず移住したものは、いわゆる農奴層ではなく、村落秩序の上層部に位置するものであった。⁽¹¹⁾ たとえば Sextus Butigi に属する populus plebis de Logole において notarius の記録が残存している一二六六年から一二七八年にかけて、populus の有力者達はすべてフィレンツェへ移住し

て行った。最も富裕であり彼等だけで populus 全体の libra 総額の半分近くを占める八家の上層と中間層一八家に属するものは、ほとんど都市に移住し、あるいは移住することに努めた。他方下層に属する二九家はすべてその土地に留っていたのである。⁽¹²⁾ この記録を作成した notarius, Ser Tano 自身にしても、本来 Logole (Giogole) の出身であり、すでに父の代からフィレンツェ市内に家を所有していた。⁽¹³⁾ そして彼の息子は一二一九年には有力なギルド Arte di Por Santa Maria に加入していた。カステッロの構造を検討するために利用したバッシニャーノの史料においても、有力者が都市と直接的関係を結んでいる状態が認められる。一二三三年の調査の記録は、前述のごとく人名とその身分を記載したものであり、従属的住民から自立的住民へと順次記載されている。その最後尾には六家の milles pro comuni Florentie が見られる。つまり、彼等はコンタードに居住しているが都市コムーネに対して軍役奉仕を行っていたのである。しかもその中の一人はすでにフィレンツェ市内に家を所有していた。Paganello f. Burnacci Paganelli milles pro comuni et habet domum Florentie. これは明らかに都市移

住の過程にあるものと見なすことが出来る。

特に注目しなければならないのは、これらの都市移住者が決して出身地との関係を断ち切ってしまったわけではないということである。前述の史料 *danni dati* から、都市居住者がいかに多くの土地をコンタードに所有していたかを読みとることが出来る。彼等は所有する農地を農民に耕作せしめ、機会を求めてそれを更に拡大した。⁽¹⁵⁾ コンタード居住者から都市移住者が分家する形をとることも当然多かったであろう。一三世紀には *mezzadria* はいまだ一般的ではなかったように思われる。農民は多くの場合期限、地代、その他の条件を詳細に規定した短期小作契約のもとで都市居住者の土地を耕作していた。しかし、一四世紀後半の *comune rurale* の *statuto* によると小作人は地主又はムーネの役人の立会いなくして麦刈りをすることを禁じられている。⁽¹⁶⁾ この時代には *mezzadria* が普及し、地主の利益はムーネの *statuto* によって保護されていたことが推測される。

一二六〇年の穀物徴集の際の保証人とは、多く上述のごとき都市移住者であったと考えたい。彼等がかつてのコンタード居住者、しかも、村落秩序の上層部にあった

ものとして、単なる地主的な利害にとどまらず、広く *populus* の社会生活全般に密接な利害関係を持ち、更にその *populus* に対する規制力をも有していたと思われる。勿論すべての保証人がその *populus* 出身であると主張することは困難である。いくつかの *populus* の保証人をかねている場合も決して少なくないのであって、これをすべて都市移住で説明することは出来ない。⁽¹⁷⁾ 土地の購入などにより後になってその *populus* と密接な関係を結ぶようになる可能性も考えられる。もっともいくつかの *populus* の保証人をかねている場合でも、これ等の *populus* が互に隣接している例が多い。実体的には一つのまとまりを構成していたと考えることが出来る。

戦時の穀物徴集においては各 *populus* の代表者の誓約のみでは充分でなかった。いわばムーネはこれ等を完全には把握し得なかったのである。こうして保証人が必要とされる。ムーネは都市移住者の経済的な実力と出身地において維持している何等かの規制力を利用しようとした。コンタードにも *sextus-plebs-populus* という極めて整然とした制度が存在した。しかしムーネ権力はいまだ自立完結的なものではなく、有力者を把握するこ

とによつてはじめてコンタードの末端において現実に機能することを得た。均質的一円的な支配は不可能なのであった。また保証人の側においても、ムーネ権力と直接に結合することによつて、都市においてもまたコンタードにおいても、政治的経済的な利益を反対給付として得たのではないだろうか。

私はすでに別の機会に、いわゆる「豪族」概念と反豪族立法の内容について若干の検討を行なつた。⁽¹⁸⁾反豪族立法は、少なくともその初期においては、都市内外の有力者を豪族(Magnati)として指名し誓約を行なわしめ、それを通じて社会秩序の維持をはかるものであった。彼等は都市の平和を乱さないことを誓約し、自分及び息子・兄弟のために保証を行なう義務を負つた。豪族の中にはフィレンツェの最有力の商人もまたコンタードの領主層も含まれている。彼等はその専横によつてしばしば一般市民の怨嗟の的となつた。しかし、彼等の政治的経済的實力はムーネの存立にとって不可欠の要素であり、ムーネは彼等を個々の把握することなくしては、他都市その他の敵対勢力との競争にうちかつことは出来なかつたのである。一二六〇年の穀物徴集における保証人の

設定は、やがて一二八一年以降の反豪族立法へとつながるムーネ権力の構造の問題、都市・コンタードの相互規定の問題に関するものではないだろうか。現在の段階でコンタードについて知られていることはあまりにも少ない。保証人という些細な問題もコンタードの社会構造そのものに根ざしているという観点から、一応以上のごとき仮説を提出したいと思う。

- (1) Fiumi, S. Gimignano, p. 90. Davidsohn, Regesten zur Geschichte des Handels, des Gewerbes und des Zunftwesens, in "Forschungen zur Geschichte von Florenz" vol. 3, Regest. 88, 130, 682 を参照。
- (2) Documenti dell'antica costituzione, pp. 479~480. 総額は二 lire 一一 soldi 四 denari 6 はちびあろ。換算率による差であらうか。
- (3) 拙稿「十三世紀フィレンツェの豪族について」『一橋論叢』五〇巻二号。
- (4) LM, II 6 (p. 108).
- (5) Il Libro dei danni dati, in "Delizie degli eruditi toscani, per cura di Padre Ildefonso di San Luigi" Vol. 7, 1770, pp. 203~289, 289 danni dati 五略。
- (6) danni dati, p. 204.
- (7) LM, II 38 (p. 134), danni dati, p. 225.
- (8) LM, II 31 (p. 128), danni dati, p. 241.

- (9) *LM*, II 33 (p. 129), 31 (p. 128).
- (10) 塩見高年「中世イタリア・コムーネ研究の動向」『ルネサンスの世界』所収。
- (11) フィウーミは極めて疑わしい一例をのぞき逃亡農奴は全く史料に発見されなるとする。Floritura e decadenza, II, 1958 p. 493. マンマートは「上層農民は *cives* としての資格に欠けるために史料には現われないが、その都市移住は大量に存在し、都市の人口増大はこれによるものであるとする。Luzzatto, *L'insediamento delle popolazioni rurali in Italia nei sec. XII e XIII*, in "Studi di storia e diritto in onore di Enrico Besta per il XL anno del suo insegnamento" vol. 2, Milano 1939.
- (12) Plesner, *L'émigration*, pp. 158 sgg. 及び付表 pp. 226~229 を参照。
- (13) 都市移住者には *notarius* が極めて多かった。その持つ意味については今後検討を要する。
- (14) *Documenti dell'antica costituzione*, p. 405.
- (15) 都市居住者はコンタードの家を自己の手に保持し、それはそこに滞在した。Fiumi, S. Gimignano, p. 137 N. 44.
- (16) *Statuto del comune di Monteregioni*, II, 22 (p. 79). 農制については森田鉄郎教授の一連の論稿「とくに「近代社会成立史上におけるイタリアの特殊性」『社会経済史学』二四巻五・六号、「Mezzadria classica 考」『研究』一九号を参照。

- (17) *Feus Quattrocoscie pop. Sancte Cecilie* は実に一六もの *populus* の保証人をかねている。彼はコンタードの各 *plebs* においてそれぞれ旗手を選出させるための委員六名のうちの一人であった。*LM*, I 20 (p. 30).
- (18) 前掲拙稿『一橋論叢』五〇巻二号。

五

周知のごとく、コムーネはコンタードにおけるすべての領主権を自己の集会的領主権に吸収する政策をとり、その範囲を次第に拡大した。その最初の公的な確認が、一一八七年ハインリッヒ六世によってフィレンツェに与えられた特許状であった。それによってフィレンツェは、Settimo にむかって三マイル、Campi にむかって三マイル、Fiesole にむかって一マイル、他の各方面にむかって一〇マイルの範囲における *iurisdiccio* を認められた。⁽¹⁾しかし実際にはフィレンツェの支配力はすでにこの範囲を越えていたのである。こうしてコンタード各地の領主層は、自己の *homines* を都市コムーネに移譲するという趣旨の誓約を行ないつつ、多く市民化していった。⁽²⁾そして各地の集落は都市のコンタード支配の下部単位となった。コンタードにおける都市の徴税権の拡大が

この過程を象徴する⁽³⁾。もとより徴税権の拡大は、地域的にも、また方法的にも極めて漸進的に進行的な進行した。あるときはコンタードの領主とムーネが税収入を折半するという形をとり、あるときは領主がムーネに一定額の税収入を保証するという形をとった。たとえば、一一八四年 *conti Alberti* はアルノ河とエルサ河の間の地域で徴収した税の半額をフィレンツェに与えることを約束し、一二三四年フィレンツェは *Ricasoli* の *domini* と *homines* に対し慣習となつてゐる年間一 *libra argenti* 以外の税を免除してゐる⁽⁴⁾。この場合にはムーネと *homines* を仲介する領主の地位はいわば公的なものであった。しかしこのような状態はムーネにとってあくまでも暫定的なものであった。領主のムーネに対する *homines* の移譲という形が一般的となり、ムーネは *nobles*, *militas* を除く全コンタード居住者に対する徴税権を手中に収めて行つた。領主の支配権は公的には否定され、ムーネの領主権に吸収された。かつての領主の勢力基盤であつた集落は *populus* 乃至 *plebs* として再編成された。*populus* 居住者は納税に関して連帯責任を要求され、その集団はしばしば *universitas*, *commune* の名をもつて

呼ばれた。都市共同体はこれら多数の小共同体を編成し統合する形をとつたのである。一二五〇年の *Primo Po-lio* によつてこの転換が決定的となつた。一二六〇年の史料 *LM* において見られたように、コンタードにおいても *sextus*—*plebs*—*populus* という整然とした制度が導入されたのである⁽⁵⁾。しかしその制度自体はムーネの理念を表現するものであつて、コンタード全域が都市領域として均質化したことを意味するものではない。同じく *populus* の名をもつて呼ばれてゐたとしても、比較的均質の農民によつて形成されてゐる集落もあつたし、特にカステッロの場合のように、重層的な複雑な構成をもつ集落もあつた。*Ricasoli* の例は興味深い。ここでは、かつての領主をも包含した形で、*commune* と呼ばれるまゝとまりが形成されてゐるということが、はっきりと認められる。この *commune* は *nobles seu magnates* と *populares* の両者によつて構成され、それぞれが穀物徴集についての誓約を行なつてゐる⁽⁶⁾。たとえ領主権が公的にはムーネによつて吸収されたとしても、*nobles* は依然として現実的な強制力を保持してゐたのではないだろうか。

以上略述したようなムーネのコンタード支配は、社会構成のどのような変質によって規定され可能となったのであろうか。この問題は全く今後に残された課題なのであるが、すでに触れたごとく村落秩序の上層部と都市との結合の動きが極めて大きな意味を持つことだけは断言出来る。中世イタリアにおける都市と商業の存続、自立的農民層の存在は、領主が流通過程を一手に掌握し、独自の村落支配を緊密化することを妨げた。生産力の増大と商業交易の活潑化によって、中小土地所有者はいは *milites* 層はそれぞれ都市と接触をもった。村落の余剰生産物をいかに把握し商業交易の流れに乗せるか、村民の購買力をいかに把握するかという点に彼等の関心が集中し、共通の利害が意識されて行った。かくして領主をも含めた村落秩序の上層と、市場及び交通路の確保、徴税による財政的基盤の確立、ギルド規制の徹底化を志向する都市との間に、相互依存の関係が形成されて行った。これがいわゆるコンタード征服の過程を支えるものであった。それはまた同時に村落秩序の再編でもあっただろう。一三世紀中葉以降都市が各 *plebs* にボデスタを配置する例が増大する。また一四世紀には都市の *status*

を模した各村落の *status* が作られるようになる。⁽⁷⁾
mezzadria の普及もこの時代であろう。

かつてプレスネルはコンタードを一つの巨大な網にたとえた。⁽⁸⁾ 都市ムーネの規制は次第にコンタード全域に拡がって行くのであるが、それは各村落の上層を個別的に把握することによって進められたのである。全体として見ればそれは個別的な領主権の否定であり、領主の地位は低下し弱体化したといえる。しかし現実的には彼等の規制力は依然として強固なものであった。イタリアのムーネに特徴的な有力者の家と家との私闘は、彼等が都市内部だけでなくコンタードにも強固な権力的基盤を有することによって更に激化したのではなかろうか。ムーネ期に続く後のシニョリア支配も、このような社会構成との関連においてはじめて理解され得るであろう。

- (1) Documenti dell'antica costituzione, p. XXXVII. Santini, Studi, contado e politica esteriore nel sec. XII, V, pp. 169~170.
- (2) Documenti dell'antica costituzione, p. 139. Luzzatto, L'inurbamento, p. 193.
- (3) Barbadoro, Le finanze, pp. 14~27.

- (4) Documenti dell'antica costituzione, pp. 27, 410.
- (5) この時代に従来の *datium* に代つて *libra* がコンタードにも普及して行くのは決して偶然ではなから。フィウーミは *fideles* といふ農民範疇は Guidi, Ubal dini の *feudi* にも限定され、他のすべての農民は *villani* といふ一様にロムーネによる徴税の対象となつたとしている。この点については更に検討が必要であらう。更にフィウーミは *libra* と *mezzadria* が適合関係にあることも指摘している。Fiumi, *Floritura e decadenza*, II, pp. 491~493.
- (6) LM, II 18 (p. 122). なお前掲拙稿三二頁で一二八一年の *Consule* に *magnates* の語が初出するとしたのは誤りであつた。
- (7) Davidson, *Storia*, V, pp. 357~359.
- (8) Plesner, *L'émigration*, p. 108.
- 追記——最近私は J. P. Plesner の論文 *Una rivoluzione stradale del Dugento*. (*Acta Jutlandica* X, 1, Copenhagen 1938) を読む機会を得、彼が *Libro di Montaperti* を史料として、私とほぼ同様のコンタードの地図を作成しているのを知つた。プレズネルはこの研究においては、専ら歴史地理学的な観点からのみ問題を取扱っている。この論文の最大の功績は、コンタードの区分と主要道路との間に密接な関連があることを実証した点にある。 (一九六五・一・二六、フィレンツェ)

(一橋大学大学院学生)